

○枚方市介護サービス事業者の指定等に関する規則

平成24年12月28日

規則第63号

改正 平成26年3月31日規則第47号

平成28年2月18日規則第7号

平成28年12月28日規則第52号

平成30年3月30日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者、旧法第107条の2第1項に規定する指定介護療養型医療施設及び法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平26規則47・平28規則52・平30規則27・一部改正)

(定義)

第1条の2 この規則の用語の意義は、法の定めるところによる。

(平30規則27・追加)

(指定等の申請等)

第2条 法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項、第115条の22第1項又は第115条の45の5第1項の申請は、所定の介護サービス事業者等指定（開設許可）申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項、第115条の22第1項又は第115条の45の5第1項の規定により指定又は開設許可を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は当該開設許可に係る施設の見やすい場所に掲示するものとする。

3 次の各号の申請を同時に行う場合については、当該各号の申請を1の申請書にて行わなければならない。

- (1) 訪問介護に係る法第70条第1項の申請と枚方市指定予防訪問事業者の指定並びに指定予防訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定予防訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(平成29年枚方市規則第17号。以下「予防訪問事業者基準規則」という。)第2条第1項に規定する指定予防訪問事業に係る法第115条の45の5第1項の申請
- (2) 訪問入浴介護に係る法第70条第1項の申請と介護予防訪問入浴介護に係る法第115条の2第1項の申請
- (3) 訪問看護に係る法第70条第1項の申請と介護予防訪問看護に係る法第115条の2第1項の申請
- (4) 訪問リハビリテーションに係る法第70条第1項の申請と介護予防訪問リハビリテーションに係る法第115条の2第1項の申請
- (5) 居宅療養管理指導に係る法第70条第1項の申請と介護予防居宅療養管理指導に係る法第115条の2第1項の申請
- (6) 通所介護に係る法第70条第1項の申請と枚方市指定予防通所事業者の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(平成29年枚方市規則第19号。以下「予防通所事業者基準規則」という。)第2条第1項に規定する指定予防通所事業(以下「指定予防通所事業」という。)に係る法第115条の45の5第1項の申請
- (7) 通所リハビリテーションに係る法第70条第1項の申請と介護予防通所リハビリテーションに係る法第115条の2第1項の申請
- (8) 短期入所生活介護に係る法第70条第1項の申請と介護予防短期入所生活介護に係る法第115条の2第1項の申請
- (9) 短期入所療養介護に係る法第70条第1項の申請と介護予防短期入所療養介護に係る法第115条の2第1項の申請
- (10) 特定施設入居者生活介護に係る法第70条第1項の申請と介護予防特定施設入居者生活介護に係る法第115条の2第1項の申請
- (11) 福祉用具貸与に係る法第70条第1項の申請と介護予防福祉用具貸与に係る法第115条の2第1項の申請
- (12) 特定福祉用具販売に係る法第70条第1項の申請と特定介護予防福祉用具販売に係る法第115条の2第1項の申請

(13) 地域密着型通所介護に係る法第78条の2第1項の申請と指定予防通所事業に係る法第115条の45の5第1項の申請

(14) 認知症対応型通所介護に係る法第78条の2第1項の申請と介護予防認知症対応型通所介護に係る法第115条の12第1項の申請

(15) 小規模多機能型居宅介護に係る法第78条の2第1項の申請と介護予防小規模多機能型居宅介護に係る法第115条の12第1項の申請

(16) 認知症対応型共同生活介護に係る法第78条の2第1項の申請と介護予防認知症対応型共同生活介護に係る法第115条の12第1項の申請

(平26規則47・平28規則52・平30規則27・一部改正)

(指定等の更新の申請等)

第3条 法第70条の2第1項(法第78条の12、第115条の11、第115条の21又は第115条の31において準用する場合を含む。)又は第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項、第108条第1項若しくは第115条の45の6第1項又は旧法第107条の2第1項の更新の申請は、所定の介護サービス事業者等指定(開設許可)更新申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 法第70条の2第1項(法第78条の12、第115条の11、第115条の21又は第115条の31において準用する場合を含む。)又は法第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項、第108条第1項若しくは第115条の45の6第1項又は旧法第107条の2第1項の規定により更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は当該開設許可に係る施設の見やすい場所に掲示するものとする。

3 法第115条の45の6第1項の更新は、6年以内で市長が指定する期間ごとに受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の更新の申請について準用する。

(平26規則47・平28規則52・平30規則27・一部改正)

(特定施設入居者生活介護の指定の変更の申請)

第4条 法第70条の3第1項の規定による申請は、所定の特定施設入居者生活介護指定変更申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則47・平28規則52・一部改正)

(指定を不要とする旨の申出)

第5条 法第71条第1項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の申出は、所定の保険医療機関等における指定不要の申出書を市長に提出することにより行わな

なければならない。

- 2 法第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）の申出は、所定の介護保険施設における指定不要の申出書を市長に提出することにより行わなければならない。

（平28規則52・平30規則27・一部改正）

（共生型居宅サービス事業者等の特例に係る申出）

- 第5条の2 法第72条の2第1項ただし書、第78条の2の2第1項ただし書、第115条の2の2第1項ただし書若しくは第115条の12の2第1項ただし書、予防訪問事業者基準規則第44条ただし書又は予防通所事業者基準規則第23条ただし書の申出は、所定の共生型居宅サービス事業者等の特例に係る申出書を市長に提出することにより行わなければならない。

（平30規則27・追加）

（変更の届出等）

- 第6条 法第75条、第78条の2の2第5項、第78条の5、第82条、第89条、第99条、第113条、第115条の5、第115条の12の2第5項、第115条の15若しくは第115条の25又は旧法第111条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

（1） 変更に係るもの 所定の変更届出書

（2） 事業の廃止、休止及び再開に係るもの 所定の廃止（休止・再開）届出書

- 2 指定事業者は、当該法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定（以下「指定事業者の指定」という。）に係る事業所の名称及び所在地その他市長が定める事項に変更があったとき又は休止した当該第1号事業を再開したときは、10日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

（1） 変更の場合 所定の変更届出書

（2） 事業の再開の場合 所定の廃止（休止・再開）届出書

- 3 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、所定の廃止（休止・再開）届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

- 4 第2条第3項の規定は、前3項の届出について準用する。

（平26規則47・平28規則52・平30規則27・一部改正）

（指定の辞退の届出）

- 第7条 法第78条の8若しくは第91条又は旧法第113条の規定による辞退は、所定の指定辞

退届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則47・平28規則52・平30規則27・一部改正)

(介護老人保健施設の開設許可の変更の許可の申請)

第8条 法第94条第2項の規定による申請は、所定の介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則47・追加、平28規則52・一部改正)

(介護老人保健施設を管理する者の承認の申請)

第9条 法第95条第1項又は第2項の承認の申請は、所定の介護老人保健施設を管理する者に係る承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則47・追加、平28規則52・平30規則27・一部改正)

(介護老人保健施設の広告事項の許可の申請)

第10条 法第98条第1項第4号の許可の申請は、所定の介護老人保健施設広告事項許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則47・追加、平28規則52・一部改正)

(介護医療院の開設許可の変更の許可の申請)

第10条の2 法第107条第2項の規定による申請は、所定の介護医療院開設許可事項変更許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平30規則27・追加)

(介護医療院を管理する者の承認の申請)

第10条の3 法第109条第1項又は第2項の承認の申請は、所定の介護医療院を管理する者に係る承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平30規則27・追加)

(介護医療院の広告事項の許可の申請)

第10条の4 法第112条第1項第4号の許可の申請は、所定の介護医療院広告事項許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平30規則27・追加)

(指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請)

第11条 旧法第108条第1項の規定による申請は、所定の指定介護療養型医療施設指定変更申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平26規則47・追加、平28規則52・平30規則27・一部改正)

(書類等の添付)

第12条 市長は、第2条から第4条まで若しくは第8条から前条までに規定する申請、第6条に規定する届出若しくは第7条の規定による届出の際に、省令に定めるもののほか、必要と認める書類、資料等を添付させることがある。

(平26規則47・旧第8条繰下・一部改正、平28規則52・平30規則27・一部改正)

(公示等)

第13条 法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10、第115条の20又は第115条の30の規定による公示を行う場合は、当該指定に係る事業所又は当該開設許可に係る施設の介護保険事業所番号を併せて公示するものとする。

2 市長は、次に掲げる場合には、当該指定事業者の名称又は氏名、当該指定事業者の指定に係る事業所の所在地その他市長が定める事項を公表することがある。

(1) 指定事業者の指定をしたとき。

(2) 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があったとき。

(3) 法第115条の45の9第1項の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(4) 第6条第1項(事業の廃止に係るものを除く。)又は第2項の届出があったとき。

(平26規則47・旧第9条繰下・一部改正、平28規則52・平30規則27・一部改正)

(業務管理体制の整備に係る事項の届出)

第14条 法第115条の32第2項から第4項までの規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 法第115条の32第2項又は第4項の規定によるもの 所定の介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)の規定に基づく業務管理体制に係る届出書

(2) 法第115条の32第3項の規定によるもの 所定の介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

(平26規則47・旧第10条繰下・一部改正、平28規則52・一部改正)

(情報の提供)

第15条 市長は、第2条から第4条まで及び第8条から第11条までに規定する申請並びに第5条に規定する申出並びに第6条に規定する届出並びに第7条の規定による届出(以下「申請等」という。)があったときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該申請等に係る情報を提供することがある。

- 2 市長は、前条に規定する届出があったときは、国及び都道府県に対して、当該届出に係る情報を提供することがある。

(平26規則47・旧第11条繰下・一部改正、平30規則27・一部改正)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平26規則47・旧第12条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 枚方市指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年枚方市規則第17号）
  - (2) 枚方市介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出に関する規則（平成21年枚方市規則第29号）
- 3 この規則の施行の際、大阪府指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成14年大阪府規則第68号）の規定により現に大阪府知事に対してなされている申請その他の行為及び前項の規定による廃止前の枚方市指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の規定によりなされている申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

附 則〔平成26年3月31日規則第47号〕

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の枚方市介護サービス事業者の指定等に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市介護サービス事業者の指定等に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成28年2月18日規則第7号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第1号の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第1号の規定により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成28年12月28日規則第52号〕

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日規則第27号〕

この規則は、平成30年4月1日から施行する。